

# 八尾市地区集会所家賃等補助金交付実施要領



## (1) 補助金交付の目的

八尾市地区集会所家賃等補助金交付要綱に基づき、自治会等が地区集会所の家賃等を負担している場合において、当該自治会等に対し補助金を交付することにより、自治活動の拠点整備の推進と活発な市民活動の促進を図り、もって市民福祉の向上発展に寄与することを目的とします。

## (2) 対象団体

一定の区域に住所を有する概ね100世帯以上の世帯によって形成された地域的な共同活動を行う自治会、町内会等の団体

## (3) 対象事業

地区集会所の家賃等を負担する自治会等に対して、補助金を交付します。

・家賃等とは、家賃、地代、敷金、礼金、保証金その他の賃借に要する費用のことを言います。ただし、契約解除時に返還されるものを除きます。

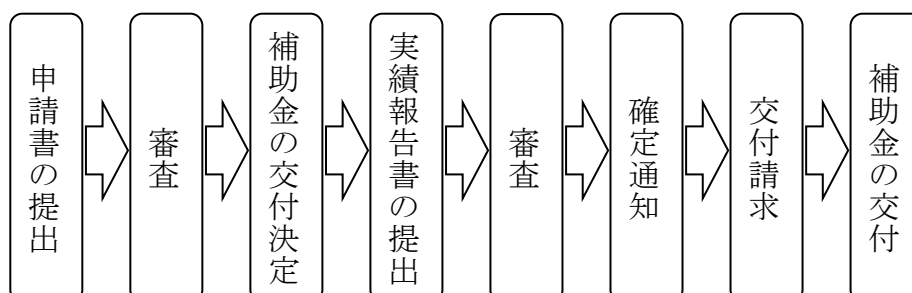
## (4) 補助金額

対象	補助率	上限額	交付期間	申請時期
家賃・地代	2分の1	30万円	集会所として使用する期間	当年度12月末日 ※ <u>末日が土・日・祝日の場合は前営業日まで。</u>

・補助金は、家賃等が全額支払われているのを確認してからの後払いになります。

## (5) 補助金交付までの主な流れ

八尾市地区集会所家賃等補助金が交付されるまでのイメージは次のとおりです。



## (6) 申請に必要な書類

補助金の交付申請には、次の書類の提出が必要となります。

- ア 地区集会所家賃等補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 賃貸借に関する契約書
- ウ 申請に係る地区集会所の敷地及び建物に係る登記簿謄本
- エ 家賃等補助金の交付申請が地域住民の総意であることを証明する書類（様式第2号）
- オ 付近見取図
- カ 申請団体の前年度の収支決算書
- キ その他市長が必要と認めるもの

- ・ 必要書類のうち、様式第1号と様式第2号については、八尾市コミュニティ政策推進課（市役所本館3階）に設置しておりますので、担当者にお声かけください。
- ・ 前年度に引き続いて申請する場合であって契約内容等に変更がないときは、イからオまでの書類は必要ありません。

## (7) 実績報告に必要な書類

実績報告には、次の書類の提出が必要となります。

- ア 地区集会所家賃等補助金実績報告書（様式第4号）
- イ 収支決算書（様式第5号）
- ウ 当該年度内に負担した家賃等の領収書又はその他家賃等を負担したことを証明する書類（原本を提示し、写しを提出）
- エ その他市長が必要と認めるもの

## (8) 申請書の提出先

〒581-0003  
八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館3階  
八尾市 人権ふれあい部 コミュニティ政策推進課  
TEL：072-924-3827  
FAX：072-992-1021

